

総務経済常任委員会報告書

令和5年12月6日第4回定例会における議決に基づき、当委員会の所管について調査した結果を下記のとおり報告する。

令和6年2月21日

七飯町議会議長 木下 敏 様

総務経済常任委員会
委員長 稲垣 明 美

記

【所管事務調査事項】

- ・ 開発行為の現状について
- ・ 地域おこし協力隊の現状について

令和5年12月18日、令和6年1月9日、24日、2月21日の4日間、委員会を開催した。

【開発行為の現状について】

1. 調査の目的

開発行為許可後において、工事が未着手または未完了となっている事案を把握するため調査を行った。

2. 調査の方法

開発行為許可後において、工事が未着手または未完了となっている事案に関する

資料の提出を求め、都市住宅課長への聴取を行った。

「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう（都市計画法第4条第12項）。

当町における開発行為の許可権者は、基本的に北海道知事であるが、一部開発行為許可事務においては、北海道から事務・権限移譲がなされており、当町は平成20年度から事務・権限移譲を受けている。

3. 開発行為の現状について

過去5年間における開発行為許可件数は19件となっており、そのうち当初に申請した工事完了日が未到来の事案を除く3件については、工事着手日や完了予定日の変更によって、工事が未着手または未完了の状況となっている。変更の理由は、経済状況の悪化による資材調達不安定化や、人員不足による施工の遅滞等によるものである。

委員からは、開発行為許可における事務手続きについて、工事完了予定日の変更を理由とした変更届の許可基準や、掲示板等の許可済標識における変更内容の告知義務、許可後の廃止など、許可事務における基準や妥当性についての質疑があり、また、予定期間内に工事完了がなされるよう、申請者に対し指導や監督を行うべきではないかとの意見に対し、工事完了予定日の変更を理由とした場合であっても変更届に対する許可は可能であり、また変更があった場合、決められた事項については掲示板等へ変更内容を掲載し、告知する義務が生じる。許可後における廃止については事務手続き上可能である。今後は申請者に対し、予定期間内の工事完了が図られるよう、積極的に工事の進展を促していくとの回答があった。

4. まとめ

今後の開発行為許可事務においては、予定期間内の工事完了が遵守されるよう、これまで通り各法令等を準拠のうえ、適正な事務に務め、合理的で公平性のある土地利用の促進によって、健全で秩序ある整備が行われることを望む。

【地域おこし協力隊の現状について】

1. 調査の目的

地域おこし協力隊の現状について、これまでの当該制度の活用状況や、道内における活用事例、国等における財政支援について把握するため調査を行った。

2. 調査の方法

地域おこし協力隊の導入開始から現在までの状況、道内における代表的な導入事例、国等における財政支援の内容に関する資料の提出を求め、政策推進課長及び商工労働観光課長への聴取を行った。

「地域おこし協力隊」とは、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場製品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組である。

3. 地域おこし協力隊の現状について

地域おこし協力隊は、導入開始の平成26年度から令和2年度にかけて8名が着任しており、年齢層は20代及び30代が中心となっている。業務内容は観光振興業務及び商工支援業務が多数であり、活動期間満了となる3年間従事した方は4名で、うち3名が定住している状況となっている。詳細については<表1>のとおりである。なお、令和5年3月以降は応募が無い状況となっている。

<表1>地域おこし協力隊の導入開始から現在までの状況

No.	性別	年代	配属課	業務内容	活動開始時期	活動終了時期	活動年数	退任後の定住
1	男性	30代	商工観光	観光振興	平成26年10月	平成28年12月	2年3か月	×
2	女性	50代	商工観光	観光振興	平成27年3月	平成30年2月	3年0か月	×
3	男性	30代	環境生活	環境保全	平成27年4月	平成30年3月	3年0か月	○
4	女性	20代	商工観光	観光振興	平成29年5月	平成30年12月	1年8か月	×
5	女性	30代	商工観光	商工支援	平成29年5月	平成31年2月	1年10か月	×
6	女性	30代	商工観光	商工支援	令和元年5月	令和3年9月	2年5か月	×
7	女性	20代	商工観光	観光振興	令和元年5月	令和4年3月	3年0か月	○
8	男性	30代	商工観光	物産振興	令和2年12月	令和5年3月	3年0か月	○

道内の代表的な導入事例では、アウトドアやサイクリイベントの企画運営や、町内会の会合への参加など地域活動への参画、SNS等を活用した地域の魅力発信や、建築業の技術を生かした空き家活用事業に携わるなど、地域住民と関わりながら地域活性に向けて様々な活動が行われている。

当町における地域おこし協力隊導入後の成果については、都市地域からの移転による視点を生かした町内の魅力発信や、これまでにない新規イベントの企画立案、道の駅なないろ・ななえの開業に伴う各種デザインの作成など、観光業及び商工業の活性化に寄与している。また、専門知識を生かしラムサール条約の目的である湿地の保全及び再生に務め、町内小中学校を中心とした環境学習支援を行

うなど、町内の環境保全活動に尽力している。

国等における財政支援については、地域おこし協力隊の導入自治体に対し、活動に要する経費として隊員1名につき480万円、日々のサポートに要する経費として1団体につき200万円、活動期間終了後における起業や事業承継に要する経費として隊員1名につき100万円をそれぞれ上限として特別交付税措置を受けることができる。

委員からは、主に隊員の募集の在り方についての質疑や意見があり、地域おこし協力隊は、過去の慣習に囚われない柔軟な発想や、都市地域からの移転による多角的な視点を有していることから、それら特性を生かし、更なる具体的課題の解決に向けた業務内容を提案し募集する考えはないかとの質疑に対し、これまでは各課単位での課題解決を目的とした募集を行っていたが、今後は町全体の課題解決に向けて、横断的な取組を図り募集していきたいとの回答があった。また、喫緊の課題である町内事業者の後継者不足の現状から、各種団体との意見交換を行い、地域の農業者や商工業者へ隊員を派遣のうえ、知識や経験を深めてもらい、将来の担い手として定住に繋がるような取組を行うべきではないかとの意見に対し、今後は他市町村の事例を参考とし、人員不足を抱える業種や、振興を図る必要のある産業団体の意見やニーズを踏まえ、検討していきたいとの回答があった。また、隊員本人が希望する意欲的な活動や取組に対し、前例や慣習によって実現に至らなかったことがあったため、今後はそれらを尊重していくべきではないかとの意見に対し、これまで地域おこし協力隊は、部分的に会計年度任用職員の雇用形態として取り扱う側面があったことから、今後は十分に見直し、町としての考えをまとめていきたいとの回答があった。また、単身者だけでなく、世帯単位での定住促進のためには、隊員世帯の構成員に対する助成や支援が可能となるよう、国の特別交付税措置に限定せず、全国の市町村の事例を参考に、ふるさと納税寄付金等の財源活用を検討するなど、庁舎内でどのような方法があるかを検討してほしいとの意見に対し、意見を参考に今後の政策を検討していきたいとの回答があった。

4. まとめ

今後は、町の課題解決や隊員の定住及び地域の担い手としての従事へ向け、これまで以上に隊員の活動計画や、活動期間満了後のビジョンを互いに共有し、十分にコミュニケーションを図りながら共に取り組んでいくことが求められる。

隊員活動を希望する方の中には、当町に魅力を感じて活動を希望するが、取り組みたい内容が分からず見つからないという方に対しても、これまで以上に具体的な活動内容を幅広く提示することが、全国各地から人材を募集するためには必要不可欠な取組であると言える。

担当課から示された、今後の取組に対するスケジュールでは、各種団体に対する地域おこし協力隊受入希望調査の実施後、それら内容に基づき募集要項を作成し、七飯町地域おこし協力隊導入検討会議（仮称）によって、導入課を選定することとしており、過去の慣習や前例に囚われない柔軟な発想を持った人材を幅広く呼び込み、当町の課題解決や活性化に向けて、地域おこし協力隊がその一助となるよう、町へはこれまでの取組に対し、根本的な見直しを望むものである。

以上、委員会報告とする。